キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

【審査勘定】　（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	業務支出	△ 8,420,058,973
	人件費支出	△ 10,431,207,134
	一般管理支出	△ 1,479,001,515
	運営費交付金収入	1,711,651,000
	受託収入	391,002,439
	審査手数料収入	25,915,811,938
	賃貸料収入	23,242,903
	消費税の支払額	△ 15,690,981
	消費税の還付収入額	5,852,665
	その他の収入	91,261,623
	小計	7,792,863,965
	利息の受取額	4,711,004
	業務活動によるキャッシュ・フロー	7,797,574,969
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 6,120,940,959
	無形固定資産の取得による支出	△ 1,730,273,022
	施設費による収入	1,564,719,230
	預託金による支出	△ 336,850
	敷金の返金収入	11,833,200
	定期預金払戻に伴う収入	2,500,000,000
	勘定間貸付による支出	△ 1,221,902,224
	勘定間貸付回収による収入	892,942,038
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,103,958,587
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 11,833,200
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,833,200
Ⅳ	資金に係る換算差額	3,760,708
Ⅴ	資金増加額	3,685,543,890
Ⅵ	資金期首残高	15,164,391,260
Ⅶ	資金期末残高	18,849,935,150

利益の処分に関する書類

審査勘定　（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		2,174,664,446
	当期総利益	2,174,664,446	
Ⅱ	積立金振替額		652,842,962
	前中期目標期間繰越積立金	652,842,962	
Ⅲ	利益処分額		
	積立金		2,827,507,408

注記事項（審査勘定）

［重要な会計方針］

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～50年
機械装置	２年～17年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～20年

なお、受託収入等自己収入で取得した固定資産は使用予定期間で償却しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア　５年

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込額については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．リース取引の処理の方法

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．収益及び費用の計上基準

⑴　自動車検査に係る収益

自動車検査に係る収益は、道路運送車両法等に基づく各種検査（新規検査・継続検査・構造等変更検査、臨時検査、予備検査、年次検査）のため顧客が支払う審査手数料であり、顧客からの申し込みに基づいて検査サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客へ検査サービスを提供した日の一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、検査サービスを提供した日で収益を認識しております。